

ネットDE定期預金

2024年4月22日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金〈S・M型〔単利型〕〉 (ネットDE定期預金)
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・1年・2年の定型方式 (元金自動継続式のみ)
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1口座あたり10万円以上500万円以下 ・1顧客あたり3,000万円以下 (1店舗のみのお取引に限ります。) ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。払戻しは、お客さまご自身が個人IBで払戻処理を行っていたか、または、お客さまのご来店により払戻いたします。ご来店時には、インターネットバンキングをご利用の普通預金通帳、普通預金お届出印、ご本人確認書類 (運転免許証など) をご持参のうえ、ご来店下さい。なお、お払戻金はインターネットバンキングをご利用の普通預金口座へ入金させていただきます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・自動継続後の利率は、下記のとおり取り扱います。 本商品取扱期間中は所定の利率を適用します。 本商品取扱終了後の自動継続後の利率は、自動継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年のものは中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%) により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、マル優の取扱いができません。 ・証書または、通帳は発行いたしません。 ・「総合口座」の担保とする取扱いができません。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「預金金利一覧表」、店頭備付けの金利表示ボード、又は窓口へ照会下さい。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 電話：0120-880-568 (フリーダイヤル) 3⇒8 9時～17時</p> <p>【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本定期預金を新規にお預け入れいただく場合は、当金庫本支店で普通預金口座の開設および、インターネットバンキングのお申し込みをしていただく必要がございます。当金庫で普通預金口座をお持ちでない方、インターネットバンキングのお申し込みがお済でない方、また、普通預金口座およびインターネットバンキングの両方のお申し込みがお済でない方は、お届出印ならびに、お申込日現在有効な、公的なご本人確認書類をご持参のうえ、営業時間内に当金庫本支店にご来店いただく必要がございます。 ・満期日以後の利息は、「定期預金の中途解約利率一覧」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、計算した期限前解約利息を支払います。

	<ul style="list-style-type: none">・預金保険制度の付保対象預金です。 <p>1 預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</p>
--	---

”